

## 調布市障害者総合計画(案)に対するパブリック・コメントの実施結果

### 【パブリック・コメント手続の実施概要】

#### 1 意見募集の概要

- (1) 意見の募集期間 平成29年12月5日(火)～平成30年1月9日(火)
- (2) 周知方法 市報(平成29年12月5日号,平成29年12月20号)及び市ホームページ
- (3) 資料の閲覧場所 市役所2階障害福祉課,公文書資料室,神代出張所,各図書館・各公民館・各地域福祉センター,みんなの広場(たづくり11階),市民活動支援センター(市民プラザあくるす2階),子ども発達センター,障害者相談支援事業所(ドルチェ,ちょうふだぞう,希望ヶ丘),こころの健康支援センター,希望の家,知的障害者援護施設なごみ
- (4) 意見の提出方法 氏名,住所,御意見を記入し,直接または郵送,FAX,Eメールで市役所障害福祉課まで提出

#### 2 意見募集の結果概要

- (1) 意見提出件数:43件(17人)

##### <提出意見の内訳>

全般に対する意見	6件
第1章「計画策定の趣旨」に対する意見	0件
第2章「調布市の福祉の将来像(福祉3計画の共通事項)」に対する意見	0件
第3章「計画の基本的考え方」に対する意見	0件
第4章「施策の展開-事業計画-」に対する意見	36件
第5章「障害福祉サービス等の見込み量・成果目標」に対する意見	1件
第6章「計画の推進」に対する意見	0件

- (2) 意見の概要と意見に対する市の考え方 別紙のとおり

【意見の概要と意見に対する市の考え方】

全般

項目	No	御意見の概要	市の考え方
全般	1	ご担当がパブリック・コメントの意見の概要を作成するにあたって、提出者の意見の趣旨を曲げられることがあるので、無断で要約しないこと。要約する必要がある場合は、必ず意見提出者の了解を得ること。なお、要約不要になるように簡潔に記載したつもりである。	御意見の内容により分野別にかけて整理して記載しておりますが、個々の御意見については、省略せず全文を掲載しております。
全般	2	全体 しっかり読む時間がとれず、特に内容については不勉強な素人の意見にすぎないが、調布市の他の計画と比べると出色の出来である（4年程度前のものと同様）。 無駄なく大変よくまとまっている。 しっかりと前期の評価がされていて、今期の目標が立てられている。 年度毎の事業見積もりもされている。	評価をいただきありがとうございます。今後もわかりやすい記載や内容の周知とともに、計画の内容を踏まえ、事業を着実に推進できるよう努めて参ります。
全般	3	全体 概要版・検討経過 調布市障害者総合計画策定委員会議事録がHPに掲載されていることも大変良い。この計画策定委員会が多くの方で構成されていることが、優れた計画になっているのかもしれない。	今後とも、計画の策定その他障害者施策の推進にあたっては、当事者・家族を始め様々な分野の方の御意見を取り入れながら進めて参ります。
全般	4	全体 しいて言えば、高齢化と無縁でなければ、計画年度を超えた予測をするほうがよいのではないかと。高齢者総合計画の範疇かもしれないが、認知症の人が4百数十万人から2025年には約700万人に増えるという。	社会全体の高齢化とともに、障害者の高齢化への対応も、重要な課題であると認識しております。計画においても、主要な施策分野の一つに「高齢期の支援」を位置付け、介護保険制度を始めとして高齢者福祉と連携し、より切れ目のない一体的な支援体制の構築を目指すこととしております。
全般	5	既に盛り込まれているかもしれないが、いくつか参考意見を述べます。 (1) 障害者の外出支援は、特に週末（余暇・娯楽のため）も充足されているでしょうか？ (2) 障害者の就職支援は十分でしょうか？ (3) 介護人材が不足していないか？ 特養などの施設を整えたが、人員が集まらないので、入居待ちにもかかわらず空室ということもあるようです。 また、団塊の世代が高齢化し、ボランティアする側から受ける側にまわるようになれば、人材確保が難しくなる。民間ボランティアに頼るだけでなく、報酬を支払い、しかも待遇改善を図り、必要な人員を確保する必要があるだろう。 勿論、介護保険料にも跳ね返るだろうが、そのことを含めて、市民に周知していく必要がある。	(1) について。障害者の週末等の余暇活動については、特に今後も充実が必要と考えており、平成29年度から開始した「障害者余暇活動支援事業」の拡充を始め、今後も様々な取組を進めて参ります。 (2) について。これまでの「ちょうふだぞう」及び「こころの健康支援センター就労支援室ライズ」の2か所の障害者就労支援センターによる支援体制の維持・充実を図るとともに、障害者総合支援法の一部改正により新たに創設された「就労定着支援」サービスの活用も含め、より障害者が安心して仕事に就き、働き続けられる支援体制の整備を図って参ります。 (3) 障害児・者のサービス拡大に伴い、その従事者の養成・確保も重要な課題であると認識しております。「調布市福祉人材育成センター」での養成研修を始めとした取組で対応を図って参ります。待遇改善については、市の各種補助金による支援を今後も継続するとともに、国等に対して報酬改定等による適切な評価を要望して参ります。
全般	6	障害者の一意見として。 現在中途障害により障害福祉サービスを利用しています。 福祉サービスについて 作業所の数が少なくあっても知的障害の方や精神疾患の方の為の施設が多く身体障害で受け入れて貰える場所が無いという現状を知って欲しい。 その上で施設を増やして貰いたい。 現在支援を受けたいのに受入先が無い為に受けられていない人がどれだけいるのかこの資料でわかりません。 また受けられる支援の説明を一人一人にして欲しい。 中途障害者は今までの生活から一変してしまい、自分の生活の事が考えられない状態の時に一番最初に出会う障害福祉課の人の説明で今後の生活のあり方を考えるきっかけになるのです。こちらからサービスの提供を求める以前にどういう選択肢があるのかを教えてくださいという事から障害福祉サービスが始まるのだと思います。 そういう当事者のことを理解した上で市役所の人には携わって貰いたいと思います。 また以前は65歳になったら介護保険適用になると聞いていましたが、障害福祉サービスをそのまま使えるようになったようですが、そういう事も改訂された時点でサービスを受けている当事者に知らせたいとおもいます。それがライフステージに応じた生涯にわたる切れ目のない支援を受ける側の見通しになります。 安心して住み続けたいと思う地域環境とは、市役所 行政がどれだけ市民一人ひとりの声を形にしていくのかという事につきます。 障害者が家に籠るような場所では環境の整備も進んでいかないと。初めに意見を提出するので書き方がわからなく書き連ねてしまいました。	一人ひとりの個別状況を理解・勘案し、相談にいられて「よかった」と感じていただけるよう対応を心掛けて参ります。

第4章 施策の展開 - 事業計画 -

案	No	御意見等の概要	市の考え方
第4章 - 1(1) 相談支援 22ページ～30ページ	7	高齢者分野の「ケアマネジャー」的な人材が、障害者分野にもほしいです。何をするのにも、保護者（介護者）が直接手続きをしなければならないのは、負担が大きいです。	相談支援専門員の量的・質的充実を図るとともに、様々なニーズに対応できるような相談支援を実施していきます。
第4章 - 1(1) 相談支援 22ページ～30ページ	8	精神障害者本人・家族が、夜間や土日に相談できる場を紹介してください。調布市独自で設置することはかなり難しいと思いますので、他に信頼して相談できる場を教えてください。 例えば、東京都に「東京都夜間こころの電話相談」がありますが、どの程度の相談にのっていただけるのでしょうか。 詳しく調べていただいて実際につかえそうでしたら、ホームページや障害福祉のしおり等にも載せて、広く市民に知らせていただきたいです。	相談窓口について、現状を調べ、必要に応じて障害福祉のしおり等の掲載を検討して参ります。
第4章 - 1(1) 相談支援 22ページ～30ページ	9	息子は知的障害と身体障害の重度重複障害者です。調布市は相談支援事業所を障害別にすみわけをしていただいているので、うちは「ドルチェ」を利用しています。しかし、ドルチェは身体障害には明るいものの、知的の部分でまったくと言っていいほど、情報を持たれていません。重度重複障害者にとって、もっと頼れる（ヘルパー・外出支援・補装具等全般的に）相談支援員を育成してほしいです。	相談支援専門員の量的充実だけでなく、人材育成も重要です。相談支援専門員連絡会(サービスのあり方検討会)等を通して研修や事例検討会を行い、レベルアップを図ります。
第4章 - 1(1) 相談支援 22ページ～30ページ	10	精神障害者の地域生活支援センター希望ヶ丘を見学して感じたことがあります。 パンフレットの中に、こんな方にきてほしい ・気軽に寄って休める場所が欲しい方 ・家にいても退屈、友達をつくりたい方 ・日常生活のなかで不安に思ったり、困ってしまいことがたくさんあり、相談をしたい方 ・福祉サービス、医療制度手続き等について相談したい方またその家族 このように明記してありました。（精神疾患患者は、働くことが難しく、コミュニケーションの困難さなどから長続きしないことが多く、自宅にこもってしまうことになってしまいます。） 患者にとっても家族にとっても、こういう場所があればもっと生き生きと生活できると思います。家族会（かささぎ会）でも常に困っていることとして話題になっています。ただ、市内に希望ヶ丘1ヶ所しかない（と理解しています）のは残念です。夕食会などもあり、とても良い活動をしていると思いますので、数ヶ所あれば利用しやすいと考えられます。今後、高齢化に伴い日中の居場所が必要です。ぜひご検討いただくと共に、こういう場所があることを、もっと広報活動もお願いします。 希望ヶ丘を利用している方の住所を調査し、つつじヶ丘にいけない人のためにもあと数ヶ所開	市内には、地域生活支援センター「希望ヶ丘」の他、こころの健康支援センターが精神障害者の相談窓口として活動しています。広報をより一層広め、市内で活動されている民間事業所の紹介もあわせておこなってまいります。

案	No	御意見等の概要	市の考え方
第4章 - 1 ( 1 ) 相談支援 22ページ～30ページ	11	<p>2. 「こころの健康支援センターの運営（相談事業）」26頁および「障害者就労支援事業」（80頁）について</p> <p>( 1 ) 私は平成13年夏にハローワークの求人で障害者枠である企業に採用され、その後こころの健康支援センター就労支援室ライズに登録しました。採用された企業の職場においては、就労とほぼ同時期から約1年6か月、解雇されるまで継続的にパワハラを受けました。しかし、私がライズの若手の担当者2名に相談しても、「企業あつての従業員です」「我々は公務員なので、企業を差し置いて従業員のあなたの側に立つことはできない」などの発言をされる対応を受けました。しかし、こころの健康支援センターは調布市の機関であり、まずは調布市民の労働者である私への配慮をしていただきたいと思います。こころの健康支援センター就労支援室ライズの役職員の意識改革をお願いしたいと思います。</p> <p>( 2 ) パワハラは藤堂契約法4条に違反し、障害者へのパワハラも障害者虐待防止法や憲法14条1項などの各法令に違反する違法な行為であることを、こころの健康支援センターおよび障害福祉課の役職員に研修・教育させる体制の整備をお願いいたします。</p> <p>( 3 ) 私は平成17年春に、再就職のためデイケアへ通所するよう主治医より指示されたため、健康支援センターに相談しました。しかし、同センターのデイケアはあまりに軽い内容であなたには適さないということと、それ以外にどこがよいのかはわからないという回答しかいただけませんでした。(にもかかわらず私の病歴などの個人情報も大量に収集されました。)この点、健康支援センターおよび就労支援課は、うつ病など精神障害者向けのリワーク施設の情報を、調布市内外問わず収集していただき、相談にきた精神障害者に情報提供していただきたいと思えます。また、私のような一般人からすると、そもそもの精神科医やクリニックが良いのか悪いのかわからず、私は何十年もこの病気に苦しんでいます。病院・クリニックについても情報収集して、良い医者の情報提供を行っていただけますようお願いいたします。</p>	利用者、企業、就労支援事業所等連携を密にとり、利用者が安心して就労に就き、継続するよう、支援の充実を図ってまいります。
第4章 - 1 ( 2 ) 健康づくり・医療的な支援 31ページ～34ページ	12	<p>精神障害者の他科医療受診を受けやすくしてほしい。</p> <p>精神病患者が怪我をして、命に別状はないが、緊急医療を要する時、救急車を呼んでも受け入れ先が見つからない経験をして非常に困ったことがありました。(6年前)救急隊員の方も手を尽くして探して下さいましたが、精神障害者だということで、どこの病院でも受け入れ拒否されました。勿論、主治医からの紹介も得られませんでした。</p> <p>1時間以上後ようやく吉祥寺の総合病院で診察だけはしてくれるというので、そちらへ救急車で向かいました。診察を受けた結果、多発骨折のため、入院手術が必要だが、当病院には精神科がないので、入院は出来ないため、受け入れ先を担当医師が探してくれましたが、なかなか見つかりませんでした。</p> <p>怪我から5時間以上経て、やっと入院先が決まりました。</p> <p>府中市の都立病院へ入院できましたが、手術は混み入っているため4日後になってしまいました。精神科のある総合病院は少なく、今後救急を要する場合でなくても、内科や婦人科の病気で入院治療を要する場合、受診先をどこにするかは精神障害者と家族にとって不安材料となっています。</p> <p>調布市内で精神科医と連携して一般医療が受けられるための取り組みをぜひお願い致します。</p>	精神障害に限らず、障害のある人が地域において、生活習慣病などの予防や早期発見のための健康診査などが受けられ、適切な医療が受けられるよう医療体制の整備について検討してまいります。
第4章 - 1 ( 3 ) 移動の支援 35ページ～37ページ	13	<p>「( 3 ) 移動の支援」35頁について</p> <p>・私は、精神障害者の認定を受けたすぐ疲れてしまう症状(易疲労感)のうつ病患者です。都心の病院やリワーク施設への通所にあたり、自宅から調布駅前までは原付バイクを利用しています。しかし調布駅前の調布駅にし第2駐輪場から調布駅までは私の足で8分くらいかかってしまい、疲労感や足の痛みが強い状態です。もう少し調布駅の近くにバイク駐輪場を設置していただきたいと思っています。</p>	調布駅周辺では、調布駅西第2自転車等駐車場の他、有料の調布南オートバイ駐車場、調布西オートバイ駐車場を設置しております。借地で運営している施設は、今後、地権者の事情等により閉鎖となることもございますが、新たに市が取得した京王線鉄道上部に、原付も利用のできる調布東第1路上自転車等駐車場と調布西第2路上自転車等駐車場の整備を進めて参ります。
第4章 - 1 ( 3 ) 移動の支援 35ページ～37ページ	14	<p>・上で述べたとおり私は易疲労感の強いうつ病患者であるため、調布市内の公共施設において、簡易なものでかまいませんので、もう少し椅子を設置していただけると幸いです。たとえば、神代植物公園は正面入り口や中央の大芝生は椅子が充実していますが、園内の東側の梅園などは椅子がほとんどありません。</p>	公共施設の整備においては、今後も改修工事等にあわせてバリアフリー化を実施するとともに、より利用する当事者の意見が反映されたものとなるよう努めて参ります。
第4章 - 1 ( 3 ) 移動の支援 35ページ～37ページ	15	精神障害者にも福祉タクシー券を出してください。	精神障害者が、現在のタクシー券交付対象者となっている心身障害者と等しく、通常の公共交通機関を利用することが負担となっている方がいらっしゃることは認識しております。今後対象者の拡大を行う場合には、現行の制度を大きく見直す必要がありますので、今後の手帳所持者数の増加率や市の財政状況等を考慮したうえで、障害福祉施策を総合的に判断してまいります。
第4章 - 1 ( 3 ) 移動の支援 35ページ～37ページ	16	精神障害者にも福祉タクシー券を出して欲しい。	
第4章 - 1 ( 3 ) 移動の支援 35ページ～37ページ	17	精神障害者の方々にも福祉タクシー券を出して下さい。	

案	No	御意見等の概要	市の考え方
第4章-1(3)移動の支援 35ページ~37ページ	18	1.「ミニバスの運行」37頁について 私はうつ病で易疲労感の症状が強い障害者の者です。現在、武蔵境通りから東側にはミニバスが運行していますが、その西側にはミニバスが運行していないように思われます。西側に住んでいる障害者として、ミニバスの運行をお願いいたします。あわせて、調布駅前の調布駅西第2駐輪場など、原付バイクを置ける駐車を今後も確保していただきたく、よろしく願いいたします。	調布市ミニバスは公共交通不便地域の解消や高齢者等の社会参加促進を目的に運行しております。ご意見のあった、武蔵境通り西側につきましては、ミニバスの通行できる道路が無いためバスの運行は難しいと考えておりますが、今後の市政の参考とさせていただきます。 また、調布駅周辺では、調布駅西第2自転車等駐車場の他、有料の調布南オートバイ駐車場、調布西オートバイ駐車場を設置しております。借地で運営している施設は、今後、地権者の事情等により閉鎖となることもございますが、新たに市が取得した京王線鉄道上部に、原付も利用のできる調布東第1路上自転車等駐車場と調布西第2路上自転車等駐車場の整備を進めて参ります。
第4章-1(4)経済的な支援 38ページ~39ページ	19	心身障害者福祉手当の対象に精神障害者も加えてください。	調布市では、市独自で心身障害者福祉手当の対象者を広げておりますが、精神障害者は含まれておりません。今後も、他市の状況や市の財政状況等から、対象者を広げることは難しい状況ですので、御理解くださいますようお願い申し上げます。
第4章-1(4)経済的な支援 38ページ~39ページ	20	心身障害者福祉手当の対象に精神障害者も加えてください。	
第4章-1(4)経済的な支援 38ページ~39ページ	21	心身障害者福祉手当の対象に精神障害者も加えてください。	
第4章-1(4)経済的な支援 38ページ~39ページ	22	心身障害者福祉手当の対象者に精神障害者にも広げて欲しい。	
第4章-1(4)経済的な支援 38ページ~39ページ	23	心身障害者福祉手当に精神障害者の方々も加えて下さい。	
第4章-1(4)経済的な支援 38ページ~39ページ	24	精神科以外の医療費にも助成が欲しい。	心身障害者医療費助成制度(マル障)については、東京都の条例改正により、平成31年1月から精神障害者にも対象が拡大(精神障害者保健福祉手帳1級の方が対象)されることとなっております。今後、調布市としても制度改正の周知や、窓口等での対象者へのわかりやすい案内等に努めて参ります。
第4章-1(6-3)医療的ケアが必要な方への支援 51ページ~53ページ	25	デイセンターまなびやの送迎バスに、医療的ケアのある人も親の付き添いなしで乗れるようにしてほしいです。高齢になっていく親に毎日付き添いを期限なしで義務付けるのはあまりにも負担が大きいと思います。超早急に支援策を検討お願いしたいです。	医療的ケア対象者については、ケアの特性から介護職と同時に看護職を配置させる必要があると認識しています。生活介護における日中の安全確保と医療的ケア実施を優先していることから、現状では送迎時は家族の付添いをお願いしています。
第4章-1(6-3)医療的ケアが必要な方への支援 51ページ~53ページ	26	医療的ケア・バリアフリー ・卒業後(2年後)まなびや通所を希望しているのですが、今のところ医ケア児の送迎がないと聞きました。今、けやきに通っていますが、5年前に気管切開してから送迎になり、さらに母子家庭なので、私自身仕事しているので送迎は、きついです。卒後施設は、学校より帰りの時間が早いと聞くので、仕事にいける時間も短くなってしまいます。送迎をしていただくと少しは時間がとれるので、あと2年のうちに送迎の体制を整えてほしいです。卒後の放学的な施設も作ってほしいです。	現状では、ご家族の付添をお願いしているところですが、今後の利用者の状況等鑑みながら検討して参りたいと思います。
第4章-1(6-3)医療的ケアが必要な方への支援 51ページ~53ページ	27	子ども発達センターで、医療的ケアのある子ども、親の付き添いなしで過ごせるようにしてほしいです。	医療的ケアが必要なお子さんの対応について、受け入れ可能な範囲、人数等を合わせて検討してまいります。親の付き添いなしで過ごせる体制を整えます。
第4章-1(6-3)医療的ケアが必要な方への支援 51ページ~53ページ	28	医療的ケアのある人が利用できる預け先がほしいです。緊急時はもちろんですが、レスパイトでも利用できるようにしてほしいです。また、在宅レスパイトも早く実現してほしいです。	調布市障害者地域自立支援協議会において議論を経て、平成30年度から重症心身障害児(者)在宅レスパイト事業を実施する予定です。現在開始に向けて各方面と調整中です。
第4章-1(6-3)医療的ケアが必要な方への支援 51ページ~53ページ	29	医療的ケア・バリアフリー ・日中一時、ショートステイも緊急一時も預かってくれる施設がありません。上にも書きましたが母子のため、万が一、私に何かあったとき、子どもを受け入れてくれる施設が市内には全くない。私が事故にあったときか、子どもは、どうになってしまうのか……。考えただけでこわいので、早急に実現して下さい。	西町の調布基地跡地において三鷹市が行う福祉施設の整備に府中市とともに参画し、その中で医療的ケアが必要な方を対象とした日中活動の場としての機能、レスパイト機能、緊急時対応(宿泊)機能の実現を図ります。今後も具体的な検討を進め、平成33年度の事業開始を目指しております。
第4章-1(6-3)医療的ケアが必要な方への支援 51ページ~53ページ	30	医療的ケア・バリアフリー ・けやきの気切児の送迎バス乗車もできるようにして下さい。	特別支援学校への通学に係る送迎バスにおける対応は、学校において検討されるべきものと考えますが、医療的ケアの必要な方の移動の支援は大きな課題の一つとして認識しており、今後も様々な支援のあり方を検討して参ります。
第4章-1(6-3)医療的ケアが必要な方への支援 51ページ~53ページ	31	「深大寺みつばち」グループホーム、ショートステイ床が設けられありがたいと思っております。まだ医療的ケアの方は利用できないので、将来的には看護師さんの配置を望んでいます。土・日の利用も可能になるようにも思っています。	支援にあたる職員体制等の課題から、現在は平日のみの利用となっておりますが、それ以外のニーズがあることは承知しており、今後も支援体制の充実を図って参ります。深大寺みつばちにおける医療的ケアが必要な方の受入れについては、西町の調布基地跡地に三鷹市が整備する福祉施設の整備状況や、同施設との役割分担も踏まえ検討して参ります。

案	No	御意見等の概要	市の考え方
第4章-2(1) 発達相談・早期療育のための支援 54ページ～58ページ	32	4. 「i(アイ)-ファイルの活用推進」57頁について 障害をおっているという個人情報のなかでもいわけセンシティブ情報を、かりに高校までとしても、最大18年間も市、学校や関係機関がひとつのファイルで幅広く情報共有してしまうことには、障害者本人のプライバシー権、個人情報保護法の観点から疑問があります。万が一、i-ファイルの個人情報が漏洩した場合、それはセンシティブ情報の塊であり、被害者の障害者に与える不利益は甚大です。原則は本人およびその家族から個別に情報提供を受けて関係機関が動く、従来通りの実務を行うべきだと思います。どうしてもi-ファイルを利用するという方針であるならば、市の個人情報保護条例だけでなく、i-ファイル条例の設置、および視や学校、医療機関、施設などにおいては、i-ファイル利用個人情報保護規程・規則などを組織内に設置し、情報管理に最大限の努力を行うべきです。	i-ファイルは、「お子さんが、医療機関や保育園・幼稚園、学校など、様々な関係機関を利用する際に、保護者がi-ファイルを見ながら、成育歴や健康面の情報、今まで受けてきた支援の内容等に関係機関のスタッフに伝えることで、お子さんが一貫した継続的な支援が受けられるようになること。」を目的に市で配付しています。 i-ファイルの使用方法につきましては、保護者が管理し、成長の記録や診断書、検査結果等の記録を綴っていき、必要な時に保護者の判断で提示するものとなっています。 お子さんへの継続的な支援を行っていくために、今後も多くの方に活用していただけるよう周知していきたいと思っております。 御意見を踏まえ、i-ファイルの詳細について、よりわかりやすい記載となるよう、計画に注釈を加えることとしました。
第4章-2(4) 放課後等の活動の支援 71ページ～76ページ	33	障害児学童クラブで、重症心身障害児や医療的ケアのある子も受け入れをしてほしいです。	新設する学童クラブの対象児童は、基本的には、既存の学童クラブでは受け入れが困難な障害児を受け入れ対象とすることを予定しておりますが、具体的な対象児童の範囲、障害の程度等は、今後検討していくこととなります。医療的ケアについても、現在医療的ケアを行っている施設を参考にしながら、人員体制やノウハウを有するスタッフの配置等の運営体制も含めて、今後研究を進めてまいります。
第4章-2(6) 余暇・学習活動の支援 85ページ～89ページ	34	高等部卒業後の通所時間が短くなり、働いている親にとっては死活問題になることもあります。障害を持つ者は、年齢が上がったからと言って、一人でいられるようになるわけではありません。どんな障害者を育てている親でも、働き続けられるように、早急に支援策を考えていただきたいです。	高等部卒業以降の通所後の平日夕方以降の過ごし方については、日中一時支援事業における事業所登録要件やその他の見直しを含め、事業のあり方を検討して参ります。 レスパイトや緊急時のショートステイ等の利用においては、個別の利用者の状況に応じて柔軟な運用を図って参ります、 ちょうふだぞうを始めとした地域活動支援センターや「居場所」としての機能についても、今後も充実を図ります。
第4章-2(6) 余暇・学習活動の支援 85ページ～89ページ	35	昨今の放課後等デイサービスの充実を受けて、肢体不自由児・重度心身障害児の親であっても、週に何日かは時間に縛られることから解放された生活が送れるようになりました。遠方への用事にショートステイを利用せずとも行けたり、兄弟児との時間を持てたり、就労することを選択出来たり、数年前なら諦めていたようなことを日常当たり前に出来るようになったことで、精神的なストレスも、肉体的な疲労も、劇的に軽減されました。しかしながら、高等部卒業後は通所時間は短くなり、その後預かってもらえる所は無く、就学中 当たり前だったことが、全て出来なくなってしまいます。卒業後も利用出来る放課後等デイサービスのような所をぜひ作って欲しいです。仕組みが出来るまでの間、レスパイトで利用出来る緊急一時の日数を増やす等の対応をお願いしたいです。	
第4章-2(6) 余暇・学習活動の支援 85ページ～89ページ	36	障害者の余暇活動支援について 障害者の平日優雅対抗および土日の余暇活動の場の拡充をお願いします。 学齢期には、放課後等デイサービスにより、放課後安心して過ごせる場が確保され、保護者も安心して仕事に就くことができるようになり、とてもありがたいと思っております。 しかし、子供が高等部を卒業すると、作業初頭が終わった後に安心して活動又は過ごせる場が極端に少なくなってしまいます。子供が家にひきこもってしまうとか、親が仕事を辞めざるを得なくなった、という話をよく聞きます。 障害者の心身の健康のために、又、保護者の就労の保障のためにも、平日の夕方方向や土日に障害者(特に重度の方)が安心して活動でき、又居場所となるような場を増やしていただきたいと思っております。 軽度障害者については、ちょうふだぞうのような、さまざまな活動に参加でき、居場所にもなる場があり大変ありがたいと思っております。都立の職業科の特別支援学校の人気の高まりを考えると、今後もちょうふだぞうのような場はニーズが高まっていくのではないかと思います。引き続き、充実および拡充をお願いいたします。	
第4章-2(7) 住まいの確保の支援 90ページ～94ページ	37	精神障害者の利用できるグループホームを増やして下さい。	グループホームについては、開設を検討する事業者との相談を通じて、市内のニーズについて市からも伝え、多様なニーズに対応できるグループホームの整備を推進して参ります。
第4章-2(7) 住まいの確保の支援 90ページ～94ページ	38	長期的に入居出来るグループホームを増やして欲しい。	
第4章-2(7) 住まいの確保の支援 90ページ～94ページ	39	・都営・市営住宅。古い建物が多く、バリアフリーのところほとんどない。今はふつうの賃貸マンションですが、金銭的にきついで都営に入居したいのですが、住めそうもありません。どんどん古い建物こわしていると思うのですが、そこに新しいバリアフリー対応の都営も建つのでしょうか？てか建ててほしいです。	都営住宅においては、住宅のバリアフリー化を図るため、高齢者・障害者に配慮し、既存住宅における手すりの設置、またぎやすい高さの浴槽の設置、玄関ドアノブのレバーハンドルの交換、インターホン設置等の住宅設備の改善、既存住棟へのエレベーター設置等を推進していくこととします。市営住宅においても、市内7団地中平成17年以降に建築された2団地が、エレベーターが設置されバリアフリーとなっています。都営住宅について詳しくは、東京都住宅供給公社(03-3498-8894)までお問い合わせください。

案	No	御意見等の概要	市の考え方
第4章 - 2 ( 1 0 ) 高齢期の支援 95ページ～98ページ	40	P.95～高齢期の支援 今後の課題・・・P.96 体制づくりが必要です。構築が必要です。の文章に違和感を感じました。「課題」だからなのでしょうが、 <u>おこなっていく</u> 等の前向きな言葉だとよいなあと思いました。	御指摘いただいた項目については、現行計画期間の振返りを受けて、本計画における課題を明示するものであるため、現在必要とされているものはどのようなことを明確にするために、「～が必要です。」との記載方法をとっております、御理解いただきますようお願いいたします。
第4章 - 2 ( 1 0 ) 高齢期の支援 95ページ～98ページ	41	障害者本人は42歳。父・後期高齢者。母・前期高齢者。心配なのは、一人欠け二人欠け、残った者がどうなるかということです。できるだけ自宅で過ごしたい希望があるので、どんな福祉サービスを受けられるかトータル的に道すじが示されると安心です。	ご家族に関わる様々な支援機関との連携を強め、段階に応じた包括的な支援が必要と考えています。
第4章 - 3 ( 1 ) 障害理解と交流 99ページ～102ページ	42	障害者理解を進めるために、障害者が今現在どのような環境にあり、何に困っているのかを感じることが出来る人材の育成には、何が必要かをぜひもう一度考えた計画になることを願っています。 何をすればよいのかでは、なく、何が必要なのかを考える力を育てて欲しいと思います。 ニーズの理解 解決するためのプランの作成 実施 評価 障害者を取り巻く環境は、制度化され整ってきていることも増えている一方で、一緒に考え進めていくということは減ってしまった感じがします。	調布市障害者地域自立支援協議会における障害理解ワーキングや障害者差別解消支援地域協議会を活用し、いただいた御意見のようにニーズの理解から評価まで着実に進めていきたい。また、障害理解を促進するために普及啓発、情報提供等を幅広く実施し、支援者だけではなく、市民全体への理解を広めて参ります。

#### 第5章 障害福祉サービス等の見込み量・成果目標

案	No	御意見等の概要	市の考え方
第5章 - 1 ( 2 ) 日中活動系サービス 135ページ～140ページ	43	3. 「就労移行支援」(135頁)について 私は主治医から再就職のためにデイケアに通所するよう指示されたため、障害福祉課に相談し、平成17年春につつじが丘の就労移行支援施設の「スマイルパークCHOFU」に通所しました。しかし、職員の言動は高圧的・パワハラ的であり、また、プログラムに関して、当初は、あなたの判断で選んでよいと理事が言っていたのに、その理事本人が前言を翻すなど、あるいは毎朝のプログラムにトイレの便所掃除が含まれているなど、障害者を人間扱いしない施設でした。また、調布駅南口の別の施設にも電話で相談しましたが、当該施設もプログラムの選択は一切許さない方針とのことでした。これらの施設の運営は、本パブコメ138頁の「利用者の意向、障害の程度、年齢等。、その人に合った活動の場が整備されることを基本とします。」との基本理念に明らかに反していると思われます。障害福祉課などの担当部署からの指導・監督をお願いいたします。	通所施設を含む障害福祉サービスについては、量的拡大が進む一方で、支援の質の確保も課題であると認識しております。事業所への市による指導検査体制や、利用者からの苦情・要望などへの対応を充実させ、サービスの質の向上を図って参ります。

御意見は、原則、いただいた原文を基に掲載しています。